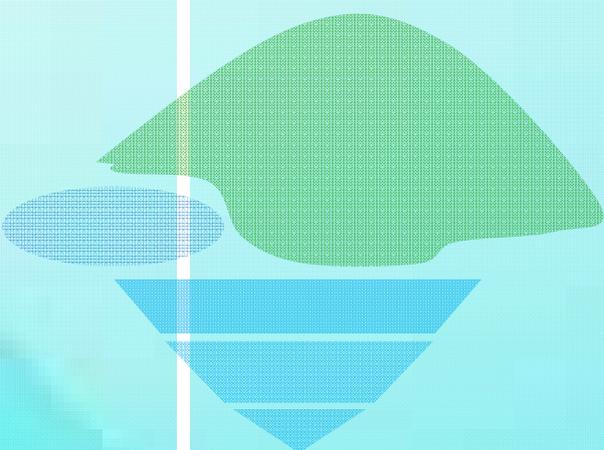


北海道開発局 発注者支援の取組について



【R2. 12版】

北海道開発局 事業振興部 工事管理課



品確法と建設業法・入契法（新担い手3法） R1改正時の概要

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

○発注者の責務

- 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- 適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

- 情報通信技術の活用等による生産性向上

○発注者の責務

- 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- 災害協定の締結、発注者間の連携
- 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

- 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

生産性向上への取組

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○工期の適正化

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- 社会保険の加入を許可要件化
- 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

- 技術者に関する規制の合理化
 - 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
 - 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- 経営管理責任者に関する規制を合理化
- 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

北海道ブロックにおける取組指標

全国統一指標

全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むため、客観的な状況を把握できる
統一的な指標を設定 ※各発注者が自らの立ち位置を確認し、発注関係事務の改善の参考に活用



地域独自指標

北海道ブロック発注者協議会において、北海道地域の実情を踏まえて独自に設定
する評価指標であり、各発注機関が発注関係事務を適切に実施されているか、全
国統一指標に加えて毎年調査を実施



北海道ブロックにおける取組指標 (目標年次、各指標の目標値を設定し、毎年フォローアップを実施)

全国統一指標・地域独自指標について結果をとりまとめ、北海道ブロックにおける
取組指標として毎年公表する

【運用指針】1. 本指針の位置づけ

国、地方公共団体等に対し本指針の内容の周知徹底を図るとともに、本指針に基づき、引き続き、発注関係事務が適切に実施されているかについて、地方公共団体等への事務負担に配慮しつつ、毎年調べ、結果をとりまとめて公表する。

取組指標の目標値

区分	No.	項目	算出方法	対象機関 (○対象、×対象外)	基準年の実績値 上段:地域平均値 ^{※1} 、 下段:県域単位 ^{※2} 、計:全国平均値	目標値 上段:地域平均値 ^{※1} 、 下段:県域単位 ^{※2}	備考
工事	①	地域平準化率 (施工時期の平準化)	(4～6月期の工事平均稼働件数) / (年度の工事平均稼働件数) ※コリンズ ^{※3} を活用	○国等 ○都道府県 ○政令市 ○市区町村	R1実績 0.72 (0.71) 0.68 (0.70)	R6目標 0.80 0.75	全国統一指標
	②	週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	(週休2日対象工事件数) / (全工事件数) ※各機関からの報告値を活用	○国等 ○都道府県 ○政令市 ○市区町村	R1実績 0.61 (0.32) 0.58 (0.28)	R6目標 0.80 0.75	全国統一指標
	③	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)	(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) / (年度の発注工事件数) ※入契法実態調査 ^{※4} を活用	○国等 ○都道府県 ○政令市 ○市区町村	H30実績 - (-) 0.71 (0.88)	R6目標 - 0.90	全国統一指標
	④	総合評価落札方式の導入状況 (入札契約方式の選択・活用)	(総合評価落札方式を導入している機関数) / (全機関数) ※入契法実態調査 ^{※4} を活用	○国等 ○都道府県 ○政令市 ○市区町村	R1実績 24% (68%) 18% (65%)	R6目標 70% 65%	地域独自指標
業務	①	地域平準化率 (履行期限の分散)	(第4四半期[1～3月]に完了する業務件数) / (年度の業務稼働件数) ※テクリス ^{※3} を活用	○国等 ○都道府県 ○政令市 ○市区町村	R1実績 0.68 (0.51) 0.67 (0.49)	R6目標 0.50 0.50	全国統一指標
	②	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)	(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) / (年度の発注業務件数) ※品確法実態調査 ^{※4} を活用	○国等 ○都道府県 ○政令市 ○市区町村	H30実績 - (-) 0.99 (0.80)	R6目標 - 1.00	全国統一指標
	③	プロポーザル方式・総合評価落札方式の導入状況 (入札契約方式の選択・活用)	(プロポーザル方式あるいは総合評価落札方式を導入している機関数) / (全機関数) ※品確法実態調査 ^{※4} を活用	○国等 ○都道府県 ○政令市 ○市区町村	R1実績 42% (55%) 38% (52%)	R6目標 60% 55%	地域独自指標

※1 地域ブロック単位：各取組指標における全対象機関 (例えば、工事の地域平準化率の場合、国等、都道府県、政令市、市区町村)

※2 県域単位：地域ブロック単位から国等を除いた機関 (例えば、工事の地域平準化率の場合、都道府県、政令市、市区町村)

※3 入契法実態調査：「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく入札・契約手続に関する実態調査

※4 品確法実態調査：発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査

1 品質確保に関連する「出前講座」の実施

北海道開発局の「出前講座」について



北海道開発局は、様々なインフラの整備をはじめ、みなさんの日々の生活の根幹的な部分を支える取組をしています。そうした私たちの取組を、よりわかりやすくお伝えする場として「出前講座」を行っています。
お聴きいただく方の年齢に応じて、豊富なメニューから講座を選択していただくことも可能です。ぜひご利用ください。

出前講座の一部メニューを紹介します。

「世界の北海道」を目指して —北海道総合開発計画—		北海道総合開発計画について 北海道総合開発計画の概要をわかりやすく説明します。 (主な対象: 地方公共団体、小学校から一般社会人)	
道路事業の概要について 高規格幹線道路、一般国道などの整備状況、道の駅等道路事業の概要について説明します。 (主な対象: すべての層)	北海道農業の概要と農業農村整備事業について説明します。 (主な対象: すべての層)	国が実施する治水事業について 国が管理する河川、砂防、ダムなど治水事業全般の概要について説明します。 (主な対象: すべての層)	官庁施設のユニバーサルデザインについて 官庁施設のユニバーサルデザインの基準や設計事例について、わかりやすく説明します。 (主な対象: 高校生以上)
みなとのできるまで みなとの防波堤や岸壁のつくり方とその役割について、わかりやすく説明します。 (主な対象: すべての層)	地域防災力の向上の取組について 各地域で実施している、地域防災力の向上の取組について説明します。 (主な対象: すべての層)		

申込み・相談窓口

担当窓口名	電話・FAX番号	出前講座ホームページアドレス
開発監理部 広報室	電話 011-709-2311 (内線5817) FAX 011-709-8995	http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kouhou/splaat0000046k7.html

講師の派遣には、営利を目的としないなど、いくつかの要件がございます。詳細は、ホームページをご覧ください。担当窓口までご連絡ください。



北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>

※北海道開発局本局のほか、全道各地の開発建設部でも出前講座メニューを用意しています。各開発建設部の出前講座メニューや申込み窓口は、各開発建設部ホームページをご覧ください。

2 総合評価審査委員として国の職員を派遣

本局、開発建設部の技術職員が地方自治体の総合評価審査委員会の第三者委員として、自治体の総合評価落札方式への取組を支援

●近年の派遣実績

H30年度：北海道（本局工事管理課工事評価管理官）
 札幌市（本局工事管理課工事評価管理官）
 函館市（函館開建技術管理官）
 七飯町（函館開建技術管理課長）
 旭川市（旭川開建技術管理課長）
 室蘭市（室蘭開建技術管理課長）

R1年度：北海道（本局工事管理課工事評価管理官）
 札幌市（本局工事管理課工事評価管理官）
 函館市（函館開建技術管理官）
 七飯町（函館開建技術管理課長）
 旭川市（旭川開建技術管理課長（意見聴取））
 室蘭市（室蘭開建技術管理官及び技術管理課長（意見聴取））

3 発注者協議会や相談窓口寄せられた内容

発注者協議会や全市町村が構成員となっている地方部会及び相談窓口寄せられた案件など、状況に応じ支援を実施

●各発注機関から相談窓口への質問

H27.3.27 〇〇町（建設水道課）より

・自治体においては、北海道の歩掛や単価及び見積を使用し、最後に諸経費率を下げて予定価格を決め発注している場合もあるが、これも、「歩切り」であると認識すべきか。

回答→市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計金額の一部を控除する行為は、予定価格を適正に定めているとは言えず、品確法に違反することとなります。よって、諸経費率であっても、独自に控除する（下げる）行為は違反に該当します。ただし、減額や端数の切り下げが、入札契約手続きの透明性や公正性の確保等を図るため合理的なものであり、かつ、極めて少額にとどまるときには、やむを得ない場合もあることを補足いたします。

H27.4.15 〇〇省〇〇局（▽▽部）より

・総合評価の施工能力評価型において地域精通度の評価を適用しているか教えて欲しい。また、適用している場合の評価項目を教えて欲しい。

回答→施工能力評価型において地域精通度・貢献度の評価も適用。なお、評価項目は下記によるものとしております。

- ① 本支店営業所の所在地
- ② 近隣施工実績
- ③ 災害活動の実態及びボランティア
- ④ 災害協定の有無

H27.6.23 〇〇町（総務部財政課）より

・現在、プロポーザルに関する要綱がなく、今年度中に作成したいと考えているので協力して欲しい。

回答→〇〇町に向き、北海道開発局の実施要領等について説明。（資料：実施マニュアル（案）、入札公告、入札説明書）

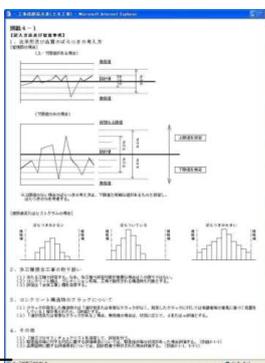
4 工事成績評定の考え方や採点方法について

北海道開発局では、発注関係事務を適切に実施することができる者の育成の一環として、平成20年度から、市町村等職員が立ち会うことで、検査技術を習得していただく取り組みを実施しています。

工事成績システム表示画面

The screenshot shows a software interface for evaluating work performance. It includes a table with columns for '項目' (Item), '評価' (Evaluation), and '得点' (Score). The table lists items like '2. 施工状況' (Construction Status) and '3. 出来形及び出来ばい' (Quality and Quantity), with scores ranging from 0.0 to 65.0. There are also sections for '所見入力' (Observation Input) and '採点方法' (Scoring Method).

採点方法解説



5 公共工事におけるCALIS/ECの導入促進

- IT技術を活用した、公共事業の生産性向上やコスト縮減等を実現するための取組みを実施
- 各市町村職員を対象に、CALIS/ECの概念や背景、最近の動向について説明会を実施

北海道地方CALIS/EC推進協議会の取組み

※北海道地方CALIS/EC推進協議会構成団体

- ・ 国土交通省北海道開発局
- ・ 北海道
- ・ 札幌市
- ・ 国土交通省東京航空局
- ・ (一社)北海道建設業協会
外13団体

北海道の市町村に対する CALIS/EC推進を図る



北海道内の各市町村を対象に
「電子入札・電子納品等導入支援」
の取組みを実施

【R1年度説明会】（説明会はH22より実施）
R1/11/28宗谷管内で実施（参加自治体数：7町村）

【導入実績】（直近3ヶ年分）

- H29 平取町で電子納品導入開始（委託・工事）
- H30 倶知安町で電子納品試行開始（委託・工事）
- R1 無し（本別町へ導入支援を行ったが、コロナ対応により中断。R3年度導入予定）

説明会状況



6 直轄工事検査への臨場立会

- 北海道開発局では、発注関係事務を適切に実施することができる者の育成の一環として、平成20年度から、市町村等職員が立ち会うことで、検査技術を習得していただく取組みを実施
- 令和2年度においても、取組予定

臨場立会の実績



現地検査状況



書類検査状況

年度	臨場検査予定 工事数	工事数	参加市町村等 数	参加者数
平成20年度	11	2	2	4
平成21年度	12	1	1	1
平成22年度	6	3	8	13
平成23年度	11	4	10	19
平成24年度	7	4	5	12
平成25年度	1	0	0	0
平成26年度	4	0	0	0
平成27年度	22	5	6	13
平成28年度	21	4	4	8
平成29年度	21	3	4	9
平成30年度	22	4	7	15
令和元年度	16	3	3	5
合計	154件	33件	50	99名

【参加者からの感想】

- 国の検査を臨場することで、町の検査員や工事監督員のレベルアップにつながり、町発注工事の品質向上につながる。
- 貴重な機会を頂いた。検査に臨場して今後の業務の参考になった。
- 試験結果の確認など施工に必要な確認を行う点があり、重要なことだと認識した。

『各発注機関の発注見通しの統合』

◆これまで各発注機関が個別に公表していた工事の発注見通しについて、公共工事における発注予定の総合的な情報を効率的に把握できるよう、北海道地方における各発注機関の発注見通しを開発局HPにて統合。これまでの各発注機関HPリンクに加えて、平成29年3月より、北海道開発局、北海道、札幌市の3機関において統一様式による公表を開始以降、参画機関が増加中。
URL <http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g7000000pdqy.html>

開発局HP トップページ



ココをクリック

ココをクリック

【国、特殊法人、地方公共団体等各発注機関のHP（発注見通しのサイト）へのリンク】

各機関における発注工事の見通しを1つにまとめたエクセルデータがダウンロードできます。

北海道地方における各発注機関の発注の見通し

平成29年3月1日現在

※ここに記載する内容は、平成29年3月1日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。また、工事概要は、公表時点の概算の見込み数量であり、公表後変更することがあります。

赤字	追加・修正した項目
■	入札が完了した工事（発注予定がなくなった工事を含む）

発注機関名	担当部所名	担当事務所(課)名	工事名称	工事場所	入札契約方式	工事種別(工事区分)	入札予定時期	工期	概要	概算工事規模
国土交通省 北海道開発局	札幌開発建設部	札幌河川事務所	〇〇川改修工事の内 〇〇工事	〇〇市	一般競争入札	一般土木	4月~6月	約10ヶ月	排水路工 L=1,000m 道路横断工 N=1箇所	4.5億円以上 7.4億円未満
国土交通省 北海道開発局	函館開発建設部	函館道路事務所	一般国道〇号 〇〇町 〇〇工事	〇〇町	一般競争	一般土木	3月	約9ヶ月	土工、法面工、排水工	1億円以上 2.5億円未満
北海道	函館建設管理部	事業課	〇〇漁港〇〇工事	〇〇町	制限付一般競争入札	一般土木	3月	8ヶ月	防砂堤 L=70.0m	140百万円
北海道	室蘭建設管理部	登別出張所	〇〇川改修工事	〇〇市	制限付一般競争入札	一般土木	3月	9ヶ月	掘削工、護岸工、根固め工、排水工、取水工	220百万円
札幌市	建設局土木部	街路工事担当課	〇〇通(西〇丁目~西〇丁目間)〇〇工事	〇〇区北〇条西〇丁目ほか	総評地域 I	土木	3月上旬	270日	工事延長 290m 幅員 25.0m 路盤工一式 舗装工一式 緑石工一式 排水構造物一式	1億円以上 ~ 5億円未満
札幌市	建設局土木部	道路設備課	〇〇駅前広場〇〇新築工事	〇〇区北〇条東〇丁目ほか	一般	建築	3月中旬	約700日	鉄骨造平屋建て延べ面積約950m2の鉄骨製作、内外装工事	1億円以上 ~ 5億円未満

◆ 北海道ブロック発注者協議会について

北海道ブロック発注者協議会

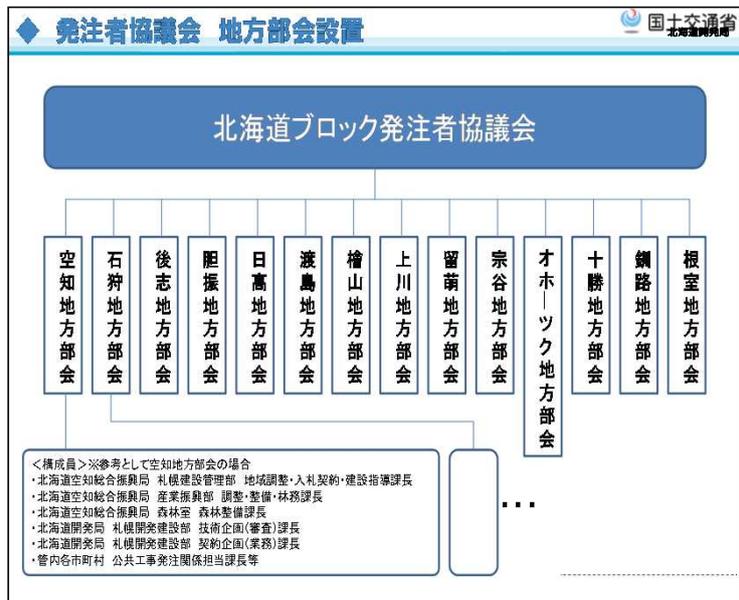
(目的)
国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって北海道ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与すること。

(構成)
会長 国土交通省北海道開発局長
副会長 北海道建設部長
委員 警察庁北海道警察、財務省北海道財務局、函館税関、国税庁札幌国税局、農林水産省林野庁北海道森林管理局、経済産業省北海道経済産業局、国土交通省北海道開発局、北海道運輸局、環境省北海道地方環境事務所、防衛省北海道防衛局、北海道、札幌市、鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局、日本原子力研究開発機構幌加路地層研究センター、東日本高速道路(株)北海道支社
オブザーバー 札幌高等裁判所

(設立)
平成20年11月

(最近の主な活動)
・協議会の下部組織である幹事会を毎年開催し、発注者間の情報共有、情報交換等を実施
・平成26年8月から、北海道ブロックの各機関の発注見直し情報を統合して公表
・平成27年6月30日 総合振興局・振興局の単位で各市町村が参加する地方部会を設置

写真 発注者協議会幹事会の様子(H27.6.19)



『公共工事品質確保の相談窓口』

◆北海道開発局では、設計・積算・入札契約・監督・検査などの発注関係事務に関するお問い合わせや、道内の公共工事発注者に対する技術的な支援などのご相談の窓口として、北海道開発局ホームページに『公共工事品質確保の相談窓口』を設置しています。

URL http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/new/hinshitukakuho.html
メール hkd-ky-hinkaku02@gxb.mlit.go.jp

併せて、各開発建設部にも相談窓口を開設しています。

メール hkd-〇〇-hinkaku02@gxb.mlit.go.jp

*〇〇は各開発建設部によって下記のとおり

札幌：sp、函館：hk、小樽：ot、旭川：as、室蘭：mr、釧路：ks、帯広：ob、網走：ab、留萌：rm、稚内：wk

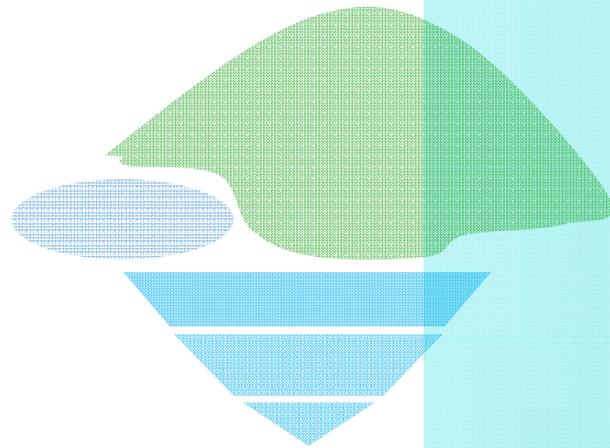
窓口	担当者	電話番号	メールアドレス
北海道開発局 事業振興部	工事管理課 工事評価管理官 技術管理課 技術管理企画官	011-709-2311	hkd-ky-hinkaku02@gxb.mlit.go.jp
札幌開発建設部	技術管理官 技術企画課長	011-611-0111	hkd-sp-hinkaku02@gxb.mlit.go.jp
函館開発建設部	技術管理官 技術管理課長	0138-42-7685	hkd-hk-hinkaku02@gxb.mlit.go.jp
小樽開発建設部	技術管理官 技術管理課長	0134-23-8305	hkd-ot-hinkaku02@gxb.mlit.go.jp
旭川開発建設部	技術管理官 技術管理課長	0166-32-3893	hkd-as-hinkaku02@gxb.mlit.go.jp
室蘭開発建設部	技術管理官 技術管理課長	0143-22-9171	hkd-mr-hinkaku02@gxb.mlit.go.jp
釧路開発建設部	技術管理官 技術管理課長	0154-24-7000	hkd-ks-hinkaku02@gxb.mlit.go.jp
帯広開発建設部	技術管理官 技術管理課長	0155-24-4121	hkd-ob-hinkaku02@gxb.mlit.go.jp
網走開発建設部	技術管理官 技術管理課長	0152-44-6171	hkd-ab-hinkaku02@gxb.mlit.go.jp
留萌開発建設部	技術管理官 技術管理課長	0164-42-2312	hkd-rm-hinkaku02@gxb.mlit.go.jp
稚内開発建設部	技術管理官 技術管理課長	0162-33-1000	hkd-wk-hinkaku02@gxb.mlit.go.jp

(参考) 北海道庁でも『公共工事の品質確保の相談窓口』を設置しています。

北海道 建設部 建設政策局 建設管理課 技術管理グループ

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/gkn/kouji/hinkakuhou/hinnkakuhou.htm>

メール gikan.gijutu@pref.hokkaido.lg.jp 電話 011-231-4111 内線29-152



「世界の北海道」を目指して—北海道総合開発計画—